

令和元年度第1回

浜松市 障害者施策 推進協議会

会議資料

CONTENTS

▶ 資料1	第3次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について	1ページ
▶ 資料2	第5期浜松市障がい福祉実施計画及び第1期障がい児福祉 実施計画の進捗状況報告について	12ページ
▶ 資料3	障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について	20ページ
▶ 資料4	障がい者相談支援事業所の再編について	24ページ
▶ 資料5	就学前の障害児の発達支援の無償化について	26ページ
▶ 資料6	障害者施設通所者交通費助成事業について	27ページ

1 第3次浜松市障がい者計画の進捗状況について

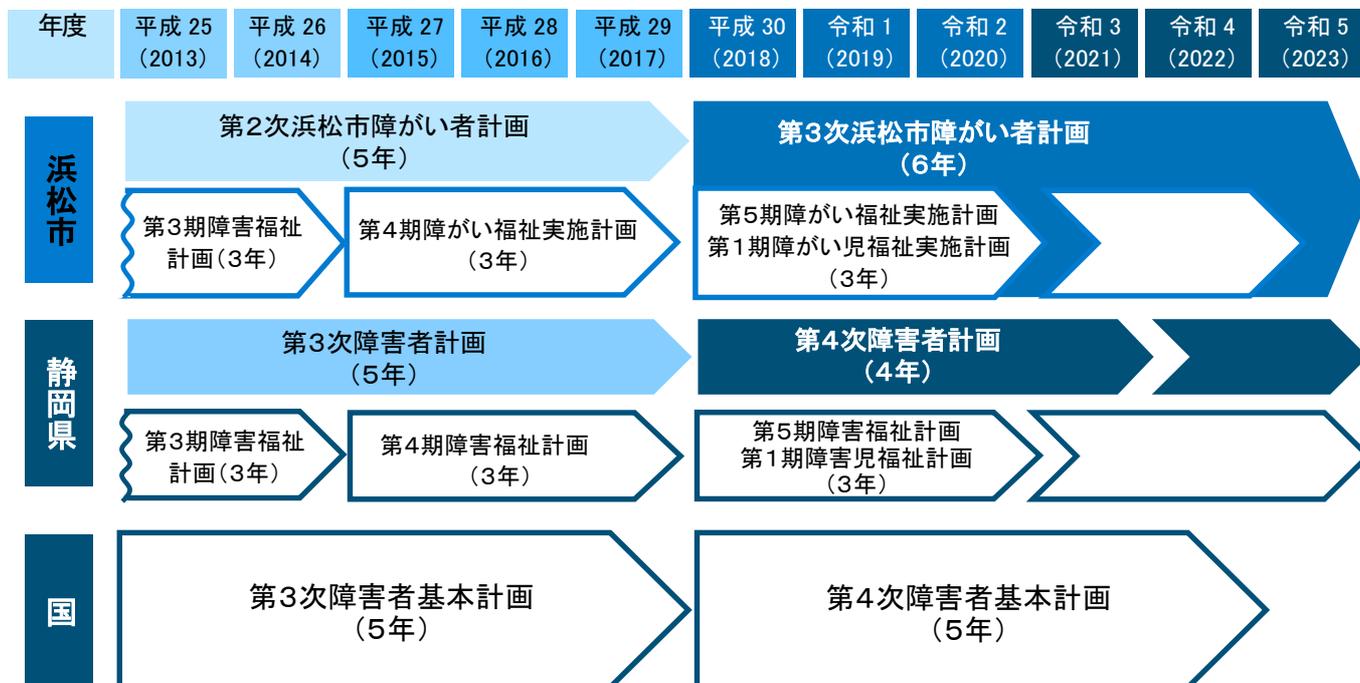
基本理念

「支え合いによって
 住み慣れた地域で
 希望を持って
 安心して暮らすことが
 できるまち」

基本目標

- I 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進
- II 自己決定と自己選択の尊重
- III 地域生活を支えるためのサービス提供基盤のさらなる充実
- IV ともに支え、ともに暮らす地域でつながる2"輪"づくり

計画期間 平成30年度～令和5年度



(1) 差別の解消・権利擁護の推進

①障がい理由とする差別の解消の推進

【計画目標】

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、職員に対しても、職員対応要領に基づき適切に対応するための研修を実施します。

また、地域における差別に関する相談等について、障害保健福祉課や各区の社会福祉課の相談窓口における対応に加えて、情報共有や差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進めるため、障害者差別解消支援地域協議会を運営します。

【H30 事業実績】

- ・市民及び事業者への啓発 出前講座、障害者週間等での周知啓発
- ・職員研修の開催 1回・参加者数 45人 (H29 1回・18人)
- ・相談窓口での対応 3件 (H29 19件)
- ・地域協議会の開催 1回 (H29 1回)

【今後の方向性】

- ・継続して職員に対する研修会を開催
- ・地域協議会における事例や取り組み等の情報の共有・分析を進め、差別解消のためのノウハウを蓄積

② 成年後見制度利用支援の促進

【計画目標】

成年後見制度とは判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度です。成年後見制度を利用したくても、家庭裁判所への申し立てを行う親族がない等の理由で制度を利用できない人を支援するため、家庭裁判所へ市長申し立てを行います。また、後見人報酬の費用負担が経済的に困難な人に対して助成を行います。

市民後見人の育成や中核機関を中心とした地域連携ネットワークの構築によるチーム支援等、制度利用の支援体制の強化について、弁護士・司法書士等の専門職や関係団体と協議し、制度の利用促進を図ります。

【H30 事業実績】

- ・家庭裁判所へ市長申し立ての実施 3件 (H29 1件)
- ・後見人報酬に関する助成 47件 (H29 46件)
- ・成年後見制度利用促進連絡会の開催 4回 (H29 3回)

【今後の方向性】

- ・さらなる利用促進を図るため、関係団体による協議による支援体制の強化
- ・市民後見人養成講座の開催

③ 関係機関との連携による虐待防止の取り組み

【計画目標】

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う虐待防止連絡会の運営をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関と緊密に連携し取り組みます。

【H30 事業実績】

- ・虐待防止連絡会の開催（高齢者福祉課と合同開催） 1回（H29 1回）
- ・業務従事者を対象とした研修会や講演会等の開催
 - 高齢者・障害者虐待防止講演会 1回・参加者数 180人（H29 1回・178人）
 - 虐待防止研修会 1回・参加者数 100人（H29 1回（2日間）・延べ 117人）

【今後の方向性】

- ・継続した合同連絡会、講演会および研修会等を開催

(2) 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

① 基幹相談支援センターの設置と障害者相談支援事業所の再編

【計画目標】

障害者相談支援事業所への専門的な助言（スーパーバイズ）や相談員の人材育成を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

また、基幹相談支援センターを中核とした障害者相談支援事業所の有機的連携のもと、より効果的・積極的な相談支援体制を構築するため、障がい者相談支援事業所を再編し、ニーズに対応できる相談支援体制や訪問支援（アウトリーチ）の充実等を図ります。

【H30 事業実績】

- ・基幹相談支援センターの開設 平成 30 年 4 月 1 日（浜松市役所鴨江分庁舎 1 階）
専門的な助言…216 人の対象者に対し 1,193 件
(計画相談支援事業所 39 事業所のうち 33 事業所へ助言)
人材育成………主催研修 5 回、講師派遣等 9 回、ランチ研修※32 回
※ランチ研修：地域の相談員の経験や知識の共有を目的としたミニ研修
地域の体制づくりにおける取組みとして、21 の関連部会・連絡会等に委員やオブザーバーとして参加
障害福祉サービス事業者、介護保険事業者、各種団体への出前講座 11 回
- ・相談支援事業所の再編に向けた公募手続きの準備（15 事業所を 6 事業所に再編）

【今後の方向性】

- ・相談支援事業所の再編
令和 2 年 4 月 1 日の開設を目指し、令和元年度にプロポーザル方式により受託者を選定

② 地域生活支援拠点等の体制整備

【計画目標】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の対応等、地域生活支援の提供の調整を基幹相談支援センターの機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。

【H30 事業実績】

- ・相談…147 件（24 時間 365 日の相談支援体制を確保し、関係機関等からの相談対応）
- ・緊急時対応…22 件（介護者の緊急時における受入対応）
- ・人材育成…60 回（強度行動障害研修、医療的ケア研修等の実施）
- ・地域の体制づくり…431 回 障がい者自立支援協議会や地域での各団体の集まり等への参加

【今後の方向性】

- ・現状の取組を継続するとともに、新たに体験の場の提供について具体的な内容を検討し、事業実施を図る。

③ 相談支援専門員の育成

【計画目標】

相談支援専門員を対象とした研修について、研修の目的や方法、講師の選定を含めたあり方を改善することで、相談支援専門員の資質向上を図り、質の高いマネジメントを提供します。

【H30 事業実績】

・研修会の開催 3回、延べ166人受講（H29 3回、延べ189人受講）

【今後の方向性】

・相談支援専門員に対する研修を継続するとともに、相談支援専門員とピアサポートの担い手である障害者相談員の合同研修会の開催により連携強化を図る

④ 浜松市障がい者自立支援協議会の効果的な運営

【計画目標】

障がいのある人に対する支援体制整備等の協議を行う場である、障がい者自立支援協議会について、区障がい者自立支援連絡会との連携を強化するとともに、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会、専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営し、地域課題の解決やニーズに応じた施策の検討を図ります。

【H30 事業実績】

- ・自立支援協議会の開催 3回（H29 5回）
- ・自立支援連絡会の開催 17回（H29 17回）
- ・当事者部会の開催 6回（H29 4回）
- ・あり方検討会を設置し（H30年9月）、協議会体制を検討（3回開催）
- ・専門部会における課題の調査研究

地域移行・定着……精神障がい者の地域生活への移行促進及び地域における自立生活継続に

専門部会 について協議し、課題解決の方法と支援体制の整備について検討する

子供専門部会……障がい児及びその保護者に関する課題を明確にし、課題解決に向けた協議を行う

重心児者及び医療・重症心身障がい児者を取り巻く環境について、現状把握と今後の体制整備に
的ケア専門部会 について検討する

【今後の方向性】

- ・委託相談支援事業所の再編に伴う対応
- ・地域における支援体制に関する課題抽出や解決に向けた取り組みをより進めるための新たな体制の構築

⑤ 浜松市発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の運営

【計画目標】

浜松市発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」において、相談支援をはじめ、専門的な療育や日中活動の場、医療等、多様なサービスを総合的に提供することで、障がいのある人が、個人の尊厳を保ちながら、心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

【H30 事業実績】

- ・運営日数 244 日 (H29 245 日)
- ・利用者数 158,500 人 (H29 158,709 人)

【今後の方向性】

- ・今後も安定的・効率的な施設運営を継続

(3) 地域生活への移行に向けた体制整備

① 支援体制の整備

【計画目標】

施設入所や精神科病院等に入院している人が地域生活への移行により、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、地域の支援者等との連携による支援体制の構築を図り、個別支援へとつなげます。

また、浜松市障がい者自立支援協議会の積極的な活用により、地域移行に関する課題の共有と解決に向けた検討を行い、より効果的な推進を図ります。

【H30 事業実績】

精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援体制の検討

・地域移行定着専門部会

事例検討 WG の開催 3 回：精神科病院や相談支援事業所職員による退院支援事例検討

ピアサポート WG の開催 2 回：地域生活に移行した当事者による支援方法について協議

住宅 WG の開催 1 回：退院し地域生活を継続するための住宅確保について協議

・精神科病院の職員、相談支援専門員等を対象とした研修の開催

1 回・延べ受講者数 45 人（H29 1 回・延べ受講者数 48 人）

【今後の方向性】

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向け、保健医療・福祉関係者による協議会を設置し、退院支援、ピアサポート、住宅確保等の具体的な内容を検討し、体制の整備や事業実施を図る

② 個別支援の充実

【計画目標】

施設入所中や精神科病院入院中から、退所、退院に向けた地域移行支援を行うとともに、地域生活への移行後は地域定着支援によるフォローを行い、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実させます。

【H30 事業実績】

・地域移行支援 12 件・うち精神障害者 5 件（18 件・うち精神障害者 12 件）

・地域定着支援 86 件・うち精神障害者 61 件（76 件・うち精神障害者 63 件）

【今後の方向性】

・地域移行支援サービス利用低下の原因を分析し、対策を検討する

・地域定着支援サービス利用後の支援課題を分析し、支援体制の整備につなげる

(4) 地域における防災対策の推進

① 災害時における支援体制の整備

【計画目標】

災害時に、障がいのある人の心身の状況や複合的に困難な状況に十分配慮した支援がなされるよう、福祉避難所の円滑な開設・運営や在宅避難者への支援等について、関係機関と連携した支援体制を整備します。

【H30 事業実績】

・開設・運営マニュアル改正に向けた庁内調整の実施

【今後の方向性】

- ・令和元年 5 月 31 日 マニュアル改正、市施設の福祉避難所の公表
- ・協定締結施設との調整
設備、人的支援体制等の更新（協定締結施設における設置計画書の作成）
施設名の公表
- ・福祉避難所運営従事者との調整
協定締結施設職員及び市職員を対象とした研修会、制度説明会等の開催
福祉避難所の開設訓練の実施（10月の医療救護訓練と合同開催を予定）
- ・市民、事業者等への幅広く制度を周知

② 避難行動要支援者名簿の活用

【計画目標】

浜松市地域防災計画に基づき、本人の同意のもと避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供します。また避難支援等関係者に、災害時避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。

【H30 事業実績】

- ・避難行動要支援者名簿（追加分）の作成及び避難支援等関係者への提供
- ・要支援者に対して支援体制が構築されている割合 33.8%

【今後の方向性】

- ・継続して自治会等の組織単位での支援を呼び掛け

③ 避難支援対策の推進

【計画目標】

災害時に、障がいのある人が安心して避難できるよう、地域の防災訓練への参加の必要性を周知し、訓練への参加を促進します。

また、災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設と共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

【H30 事業実績】

・地域の防災訓練への参加促進

地域防災訓練で要支援者が参加している自主防災隊数 171 団体（H29 116 団体）

地域防災訓練での要支援者参加者数 1,161 人（H29 763 人）

・福祉施設と共同での防災訓練の実施に向け調整

【今後の方向性】

・実施事例を未実施団体へ周知していくなど訓練参加を促進

・福祉避難所の開設訓練の実施（10月の医療救護訓練と合同開催を予定）

(5) 教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

① 支援する職員・教員の資質向上

【計画目標】

児童発達支援センターや児童発達支援事業所の連絡会の充実を図り、センターの専門的支援のノウハウを広く提供することで支援内容の充実を図り、身近な地域で障がいのある子どもを支援することを目指します。

また、学校教育においては一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が行えるよう教職員研修を充実し、障がい理解と適切な指導力の向上を図ります。

【H30 事業実績】

・児童発達支援センター主体の連絡会の開催

保育所等巡回支援事業・保育所等訪問支援事業連絡会 年4回（H29 4回）

（対象：児童発達支援センター2ヶ所と訪問支援事業所）

・児童発達支援事業所等連絡会 年6回開催（H29 6回）

各事業所における実績報告や課題の共有を行ない、支援内容の充実を図った。

・幼稚園、小学校、中学校の教職員を対象とした発達支援に関する研修

実施数：発達支援学級担当職員研修ほか18研修・延25回（H29 18研修・延23回）

受講者数：1,204人（1,095人）

▶各研修の満足度（指標）の平均 90%（H29 86%）

【今後の方向性】

- ・（児童発達支援センター等）継続的に開催し、支援者のスキルアップを図る
- ・（事業所連絡会）障害児相談支援事業所にも連絡会への参加の声かけ
- ・（教職員研修）新たな事例追加や見直しなどによる研修内容の充実を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を計画的に実施

② 地域における支援の充実

【計画目標】

地域の保育所や幼稚園の職員のスキルアップや早期療育体制の強化を図るため、地域支援の提供を行う中核的な機能を持つ発達相談支援センター「ルピロ」や児童発達支援センターにより、保育所や幼稚園等に対する支援を行い、できる限り身近な地域で子どもを育てられる環境づくりを進めます。

【H30 事業実績】

・保育士、幼稚園教諭等に対する研修

対象：幼稚園、小学校、中学校教職員

実施数：保育者研修ほか6研修・延17回（H29 6研修・延19回）

受講者数：延べ854人（826人）

【今後の方向性】

・効果的な研修の実現に向けた対象者、内容等の精査

③ 関係機関との連携の強化

【計画目標】

保護者をはじめ、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関と市役所関係各課が連携し、子どもの発達にかかわる情報を共有するとともに、発達障害者支援地域協議会を運営し、子どもや家庭に対するつながりのある支援の推進を図ります。

また、浜松市子育てサポートはますくファイルやしずおかサポートファイル、サポートかけはしシートを活用することにより、各ライフステージにおいて子どもの情報を引き継ぎ、家庭と保健、福祉、医療、教育機関が連携した切れ目のない一貫した適切な支援を行います。

【H30 事業実績】

・発達障害者支援地域協議会 5回（全体会2回、分科会3回）（H29 2回（全体会））

・かけはしシート引継ぎ対象児数 193名（H29 175名）

児童発達支援事業所から小学校への情報提供

【今後の方向性】

・継続して、関係機関の連携を図るとともに、協議内容等について見直しを実施

・はますくファイルの活用促進に向けた関連する事業との共同アプリ化の検証

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

1 令和2年度の目標値に対する実績

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

考え方

本人の希望のもと、入所施設での集団的な生活から、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を推進します。

平成30年度から令和2年度までの3か年で49人（累計）を入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人数を目標値として設定しています。



実績

施設入所者の地域生活への移行の実績と目標

単位：人

項目	基準 H17.10	第4期計画			第5期計画				達成率
		実績			実績	目標			
		H27	H28	H29	H30	H30	H31	R2	
地域移行者数	-	22	14	15	15	16	16	17	93.8%
施設入所者数	814	637	639	634	642	639	639	639	(※1) 99.5%

(※1)施設入所者数達成率＝目標値÷実績値

コメント

平成30年度の地域移行者数は15人で、グループホームへの移行者が4人、自宅への移行者が11人となりました。目標16人に対し実績15人となり、概ね計画どおりとなりました。

引き続き、地域移行支援事業や地域定着支援事業、自立生活援助事業の利用促進に努め、地域生活への移行を進めていきます。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

考え方

精神障がいのある人の地域移行を促進するため、令和2（2020）年度までに保健、医療、福祉関係者による協議会を設置します。



実績

自立支援協議会地域移行・定着専門部会にて地域包括ケアシステム構築に向けた課題の整理や意見交換を行いました。

コメント

今後は、令和2年度末までに自立支援協議会地域移行・定着専門部会を協議会に移行し、保健・医療・福祉関係者による協議の場とし、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉や介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図っていきます。

（3）地域生活支援拠点の整備

考え方

障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できるよう、家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行の支援や緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制の整備、地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築等を行います。



実績

障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できる体制を整備するため、基幹相談支援センターへの委託により、地域生活支援拠点事業を開始し、相談、緊急時対応、人材育成及び地域の体制づくりの4つの取組を実施しました。

コメント

取り組んでいる地域生活支援拠点事業を継続して行うとともに、一人暮らしの体験の場の提供について、具体的な内容を検討し、事業を進めていきます。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

（4）就労支援施設等から一般就労への移行

考え方

自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。令和2年度末に就労支援施設等から一般就労へ移行する人数を目標値として設定しています。



実績

就労支援施設等から一般就労への移行の実績と目標（単年度）

単位：人

項目	第4期計画			第5期計画				達成率 実績/目標
	実績			実績	目標			
	H27	H28	H29	H30	H30	H31	R2	
一般就労への移行者数 （単年度実績）	147	116	148	150	145	154	174	103.4%

コメント

就労移行支援事業 97 人、就労継続支援事業（A型）30 人、就労継続支援事業（B型）21 人、自立訓練（生活訓練）事業 2 人、計 150 人が通所福祉施設から一般就労へ移行しました。

一般就労への移行の実績が順調に推移している要因としては、一般就労を希望する人が主に利用する就労移行支援事業の利用者数が、毎年度 250 人前後で推移していることによるものと考えられます。

平成 30 年 4 月より障がいのある人の法定雇用率が民間企業においては、2.0%から 2.2%に引き上げられたことに伴い、通所福祉施設から一般就労への移行促進を図ると共に、就労定着支援事業を活用し、定着支援についても推進していきます。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

（5）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

考え方

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図っていきます。各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していく場を設けることが必要と考えます。



実績

自立支援協議会に重心児・者及び医療的ケア専門部会を設置し、医療的ケアを必要とする障がい児が地域において必要な支援を受けられるよう、関係機関との連携により支援体制の構築に向けて協議を行いました。

コメント

今後は、重心児・者及び医療的ケア専門部会を協議会に移行し、関係機関及び当事者団体等の参画により、医療的ケア児とその家族が直面する地域全体の課題の抽出及びその対応策の検討を行い、支援体制の整備を図っていきます。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

2 サービスの見込量に対する実績

（1）障害福祉サービス

実績

利用者数の実績

単位：人（3月実績）

項目	第4期計画			第5期計画		実績率 実績/計画
	実績			実績	計画	
	H27	H28	H29	H30		
訪問系サービス	734	844	886	914	942	97.0%
居宅介護	597	698	747	769	792	97.1%
重度訪問介護	20	19	18	21	19	110.5%
行動援護	7	9	8	8	11	72.7%
同行援護	110	118	113	116	120	96.7%
日中活動系サービス	3,899	4,103	4,227	4,350	4,626	94.0%
生活介護	1,403	1,442	1,460	1,507	1,508	99.9%
自立訓練(機能訓練)	13	17	15	16	17	94.1%
自立訓練(生活訓練)	100	91	129	104	100	104.0%
就労移行支援	244	262	250	246	302	81.5%
就労継続支援(A型)	514	587	549	532	637	83.5%
就労継続支援(B型)	1,055	1,106	1,204	1,253	1,236	101.4%
就労定着支援				70	146	47.9%
療養介護	88	87	88	89	90	98.9%
短期入所	482	511	532	533	590	90.3%
居住系サービス	1,005	1,015	1,000	1,065	1,080	98.6%
自立生活援助				18	21	85.7%
グループホーム	344	356	342	378	400	94.5%
宿泊型自立訓練	24	20	24	27	20	135.0%
施設入所支援	637	639	634	642	639	99.5%
相談支援系サービス	3,857	4,499	4,811	4,970	5,212	95.4%
計画相談支援	3,818	4,421	4,717	4,872	5,107	95.4%
地域移行支援	3	15	18	12	21	57.1%
地域定着支援	36	63	76	86	84	102.4%

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

コメント

平成30年度における障害福祉サービスの実績は、福祉サービス制度の周知が広がったこと、指定サービス事業所の定員数が増加したこと等により、概ね計画どおりの実績となりました。

訪問系サービスは、居宅介護の利用者が年々増加しており、概ね計画どおりの実績となりました。

日中活動系サービスは、一般就労に至らない人たちのニーズが高い就労継続支援B型が計画を上回り、サービス全体でも概ね計画どおりの実績となりました。

居住系サービスは、地域生活の促進のため計画的なグループホームの整備により、概ね計画どおりの実績となりました。

相談支援系サービスは、計画相談支援について、計画値には届いていないもののサービス利用の際に必要な計画作成率は100%を達成しました。今後も平成30年4月より設置した基幹相談支援センターを中心として相談機能の強化を図っていきます。地域定着支援については概ね計画どおりで、利用者数は年々増加しており、引き続き入所者等の地域への移行を進めていきます。

また、地域移行の受け皿であるグループホームの、地域における住まいの場の整備を引き続き進め、地域移行の促進を図ります。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

（2）地域生活支援事業

実績		第4期計画			第5期計画		実績率 実績/計画
		実績			実績	計画	
		H27	H28	H29	H30		
相談支援事業	相談件数	32,250	28,918	29,133	30,155	30,200	99.9%
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有	有	100.0%
成年後見制度利用支援事業	件数	16	26	47	50	60	83.3%
	市長申立件数	2	2	1	3	10	30.0%
	報酬費助成件数	14	24	46	47	50	94.0%
意思疎通支援事業	派遣件数	1,083	1,106	1,226	1,262	1,180	106.9%
	手話通訳者派遣事業	1,009	1,034	1,156	1,195	1,100	108.6%
	要約筆記者派遣事業	74	72	70	67	80	83.8%
日常生活用具給付事業	給付件数	15,399	15,870	16,160	16,353	17,167	95.3%
	介護・訓練支援用具	34	37	47	54	46	117.4%
	自立生活支援用具	71	79	65	90	80	112.5%
	在宅療養等支援用具	80	76	91	124	83	149.4%
	情報・意思疎通支援用具	316	295	311	330	474	69.6%
	排せつ管理支援用具	14,889	15,372	15,633	15,736	16,474	95.5%
	居宅生活動作補助用具	9	11	13	19	10	190.0%
奉仕員養成研修事業	修了者数	53	52	68	62	60	103.3%
	手話	49	52	61	55	60	91.7%
	要約筆記	4	-	7	7	0	-
移動支援事業	利用者数	274	303	316	335	343	97.7%
地域活動支援センター	箇所数	7	7	7	7	7	100.0%
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1	1	1	100.0%
日中一時支援事業	利用者数	672	667	632	620	606	102.3%
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数	1	1	1	1	1	100.0%
芸術・文化講座開催等事業	実施回数	1	1	1	2	2	100.0%
点字・声の広報等発行事業	利用者数	181	172	158	150	180	83.3%

コメント

成年後見制度を必要とする知的及び精神障がいのある方に対し、制度利用の支援と申立に要する経費及び後見人の報酬を助成し、障がいのある人の成年後見制度の利用促進による権利擁護を図りました。今後も、啓発用パンフレット作成等により制度の周知及び理解を図っていきます。

移動支援事業は、地域での自立生活や社会参加を促進する中で必要不可欠な事業であり、実績は計画値に届いていないものの需要は年々高まっています。

日中一時支援事業は、障がい児については放課後等デイサービス事業への移行が進んでいますが、障がい者、障がい児共に預かりの需要が高く計画を上回っています。

◆ 障がい児福祉実施計画（第1期計画）

1 サービスの見込量に対する実績

（1）児童福祉法に規定するサービス

実績

利用者数の実績

単位：人

項目	第4期計画			第1期計画		実績率 実績/計画
	実績			実績	計画	
	H27	H28	H29	H30		
障害児通所支援	2,170	2,646	3,094	3,459	3,405	101.6%
児童発達支援	753	864	939	1,036	1,057	98.0%
放課後等デイサービス	848	1,130	1,431	1,665	1,525	109.2%
保育所等訪問支援事業	569	652	724	755	818	92.3%
居宅訪問型児童発達支援				3	5	60.0%
障害児入所支援	79	70	61	79	72	109.7%
福祉型	51	44	40	46	46	100.0%
医療型	28	26	21	33	26	126.9%
障害児相談支援	2,170	2,646	3,094	3,277	2,985	109.8%

コメント

平成30年度における児童福祉法に規定するサービスの実績は、サービス制度の周知が広がったこと、指定サービス事業所の数が増加したこと等により、概ね計画どおりの実績となりました。

放課後等デイサービスについては、発達障がい児の増加や指定サービス事業所の増加により、利用者が見込みよりも増加しており、療育と預かりの需要が高いことを示す実績となっています。

また、事業所について、平成29年4月と平成30年4月時点との比較では、児童発達支援29事業所（6事業所増）、放課後等デイサービス85事業所（11事業所増）と大きく増えているため、利用者の利便性も高まっていますが、支援の内容が課題となっており、施設への実地指導や事業所間での連絡会等にて質の確保を図っていきます。

3 障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について

平成 28 年 4 月 1 日から施行された障害者差別解消法について、平成 30 年度の本市の取り組み状況等についてまとめたもの。

1 差別解消に向けた啓発及び研修

(1) 障害を理由とした不当な差別解消に向けた啓発活動

- ・啓発用リーフレットの作成
- ・出前講座等の活用による周知啓発
 - ・聖隷クリストファー大学への説明（4 月）
- ・障がい者歯科連絡調整会議での説明（7 月）
- ・障害者週間等、イベントでの周知啓発（11 月）

(2) 職員対応要領の策定及び職員研修

- ・新規採用職員に対する研修（2 月、115 人参加）
- ・窓口対応職員に対する研修（10 月、45 人参加）
 - ※UD・男女共同参画課との合同研修

2 合理的配慮の提供及びユニバーサルデザイン化の取り組み

- ・広報はままつの点字版及び音声版の発行（広聴広報課）
- ・はままつ市議会だよりの点字版及び音声版の発行（調査法制課）
- ・録音図書・点字図書の貸出し（城北図書館）
- ・協働センター等の UD 化（公共建築課）
- ・スポーツ施設の UD 化（スポーツ振興課）
- ・UD に配慮した新規公園の整備（公園課）
- ・UD タクシー導入の支援（交通政策課）

3 点字プリンタの活用（H28～）

各種手当など個人情報を含む通知について、点字プリンタ機器等の導入や拡大フォントでの文書提供により、視覚障がい者に対する情報提供の推進を図る。

- ・平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月実績 305 部

視覚障がい者用の会議資料の作成

平成 29 年 4 月から、税情報等一部通知について点字・拡大フォントでのお知らせを開始（H31.3 月現在：点字希望者 43 名・拡大フォント希望者 9 名）

【点字化等に対応する通知】

- ・介護保険料特別徴収変更（決定）通知書
- ・介護保険料納入通知書
- ・介護保険給付費通知
- ・固定資産税都市計画納税通知書
- ・個人市民税・県民税納税通知書
- ・軽自動車税納税通知書

- ・ 国民健康保険料決定通知書
- ・ 後期高齢者医療決定通知書
- ・ 国民健康保険医療費通知
- ・ 軽自動車税減免継続申請書
- ・ 軽自動車税減免決定通知書
- ・ 市民税・県民税申告書

4 ICT を活用した遠隔手話通話サービスの実施（H28～）

市役所及び区役所にタブレット型端末を配置し、テレビ電話機能を活用した画面越しの手話通訳を行い、ろう者の窓口サービス等の利便性の向上を図る。

- ・ 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月実績 8 件 ※主に区役所の通訳者不在時に利用
（参考 区役所窓口手話通訳者対応状況 751 件）

5 相談状況

(1) 相談件数：3 件（平成 30 年度）

(件数)

区分	不当な差別的 取り扱い	合理的配慮の 不提供	その他	計
地方公共団体による	1	0	0	1
民間企業による	1	1	0	2
その他	0	0	0	0
計	2	1	0	3

(2) 相談者、相談方法等の推移

相談者	H29	H30
本人	12	3
家族	3	0
福祉事業所	1	0
福祉団体	1	0
企業	1	0
その他	1	0
計	19	3

相談方法	H29	H30
来庁	6	1
電話	10	2
FAX	0	0
メール	2	0
手紙・書面	0	0
市長へのご意見箱	1	0
その他	0	0
計	19	3

障害種別	H29	H30
視覚障害	4	0
言語障害	0	0
肢体不自由	6	1
内部障害	0	0
知的障害	0	0
精神障害	3	2
発達障害	0	0
高次脳機能障害	0	0
難病	0	0
その他	1	0
不明	1	0
計	19	3

性別(本人)	H29	H30
男	8	1
女	9	2
不明	2	0
計	19	3

差別の主体	H29	H30
地方公共団体による	9	1
民間企業による	9	2
その他	1	0
計	19	3

差別の種類	H29	H30
合理的配慮の不提供	11	1
不当な差別的取り扱い	8	2
その他	0	0
計	19	3

相談分野	H29	H30
福祉サービス	0	0
医療	2	0
商品販売及びサービス	3	0
労働及び雇用	1	1
建築物の利用	3	0
交通機関の利用	1	0
不動産取引	1	1
情報の提供	0	0
意思表示の受領	1	0
行政	5	1
他機関からの相談	0	0
その他	1	0
計	19	3

対応	H29	H30
聞き取りのみ	5	0
情報提供・助言	6	1
他機関への取次・斡旋	4	2
その他	4	0
計	19	3

(3) 主な相談内容と対応

①相談者：精神障害者（相談分野：雇用・就労）

【相談内容】 病気の症状により現在の仕事内容に従事することが難しいが、人事課は相談を聞くだけで、異動させてくれなかった。
【対応】 雇用に関する相談のためハローワーク及び労働基準監督署を案内。なお、勤務状況については配慮あり。

②相談者：精神障害者（相談分野：理解促進）

【相談内容】 隣人トラブルの相手から警察への通報により、警察官が自宅に来た際に配慮のない発言をされ不快さを感じた。
【対応】 警察署へ事実確認及び県窓口へ相談。警察職員の職務執行に関する相談のため、警察窓口を案内。

③相談者：肢体不自由者（相談分野：生活支援）

【相談内容】 住居を探すために不動産へ行った際、「高齢者と障害者に貸す部屋はない」と言われた。
【対応】 店舗へ事実確認を行った。相談者の要望・条件にあう部屋がほぼ無かった旨、説明したとのこと。市では差別解消法に係る啓発活動を行っている旨を伝え、障がいのある方に限らず誤解が生まれないような説明をしていただくようお願いした。

4 障がい者相談支援事業所の再編について

1 障がい者相談支援事業所

業務委託により市内 15 箇所にて開設し、障がい者やその家族への障がい福祉サービス利用や権利擁護などに関する相談に対応。

2 課題

- ・ 障害の重度化・重複化や家族の高齢化など相談内容が多様化
- ・ 障がい者や家族の高齢化に伴い訪問相談や申請書類提出代行サービスの要望
- ・ 相談圏域を定めていないため地域包括支援センターとの連携に課題

3 対応

- ・ 15 事業所を 6 事業所に再編
- ・ 専門的な相談、訪問相談及び申請書類提出代行に対応できる体制とするため、1 事業所あたり 1.5 人工で運営する 15 事業所の相談員を集約し増員
- ・ 相談圏域を定め地域包括支援センターとの連携により、65 歳以上の高齢障がい者の介護保険サービスへの円滑な移行体制を構築

4 概要（公募型プロポーザルにより募集）

No.	名称	相談圏域	受託者（構成法人）	相談員	備考
1	浜松市中障がい者相談支援センター	中区	浜松市中障がい者相談支援センター共同運営協議会 (福)聖隷福祉事業団、(福)小羊学園 (特非)遠州精神福祉をすすめる市民の会	7 人	和合町(和合せいれいの里内)
2	浜松市東障がい者相談支援センター	東区	浜松市東障がい者相談支援センター共同運営協議会 (医社)至空会、(福)天竜厚生会	4 人	実施場所は調整中
3	浜松市西・南障がい者相談支援センター	西区 南区	浜松市西・南障がい者相談支援センター共同運営協議会 (福)ひかりの園、(福)復泉会 (福)和光会、(医)好生会	6 人	実施場所は調整中
4	浜松市北障がい者相談支援センター	北区	浜松市北障がい者相談支援センター共同運営協議会 (福)小羊学園、(福)聖隷福祉事業団	4 人	実施場所は調整中
5	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター	浜北区 天竜区	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター共同運営協議会 (福)天竜厚生会、(福)みどりの樹	4 人	浜北保健センター
計				25 人	
参考	障がい者相談支援事業所「シグナル」	全域	浜松市社会福祉事業団（指定管理者）	4 人	発達医療総合福祉センター内

(1) 相談員

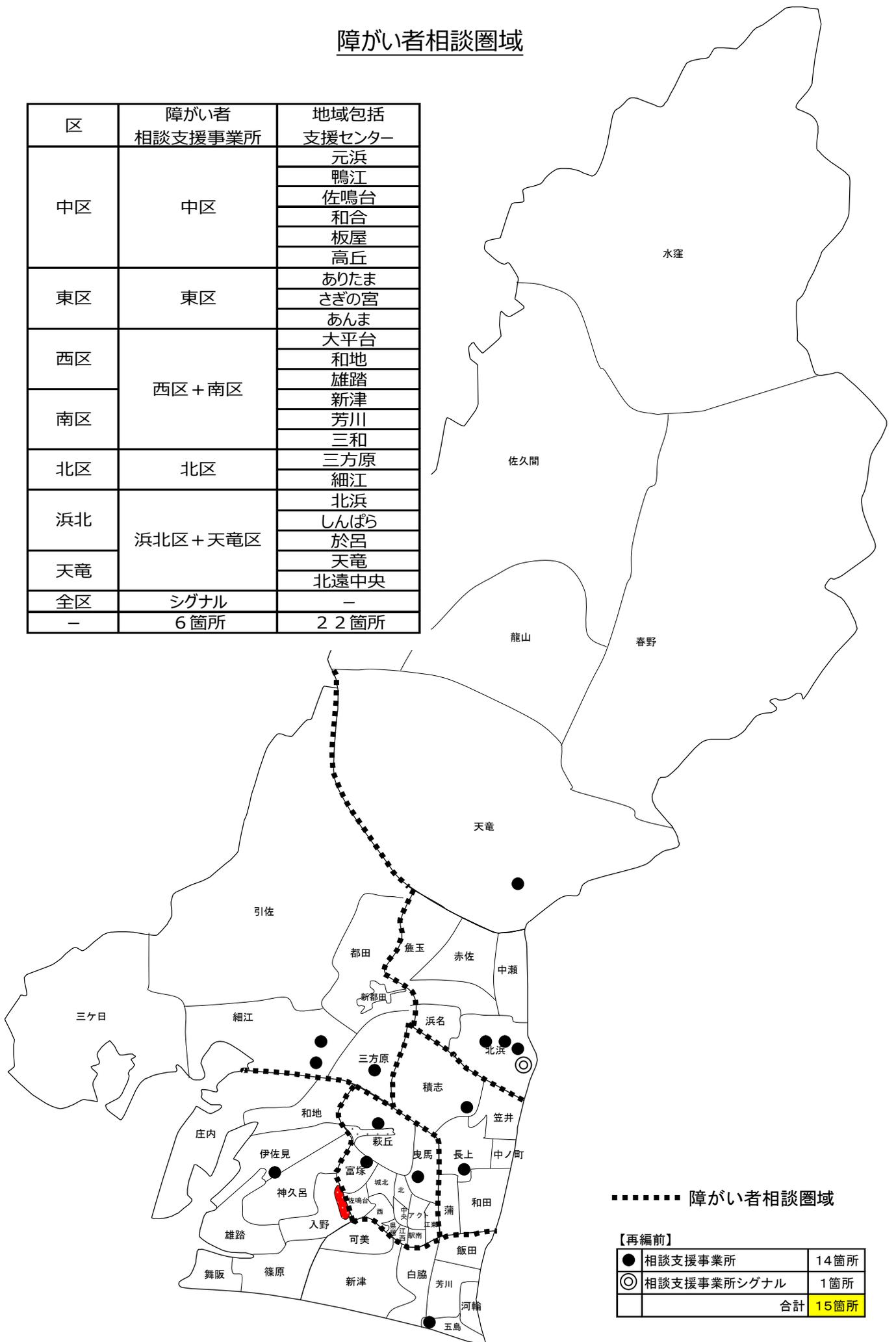
相談支援従事者現任研修修了者、社会福祉士、精神保健福祉士を必置
その他 障害に関する相談等の経験 3 年以上の者

(2) 業務開始日 令和 2 年 4 月 1 日

(3) 障がい者相談支援システムの導入

障がい者相談圏域

区	障がい者 相談支援事業所	地域包括 支援センター	
中区	中区	元浜	
		鴨江	
		佐鳴台	
		和合	
		板屋	
		高丘	
東区	東区	ありたま	
		さぎの宮	
		あんま	
西区	西区+南区	大平台	
		和地	
南区		雄踏	
		新津	
		芳川	
北区		北区	三和
			三方原
浜北	浜北区+天竜区	細江	
		北浜	
		しんぱら	
		於呂	
天竜		天竜	
		北遠中央	
全区		シグナル	-
-	6箇所	22箇所	



..... 障がい者相談圏域

【再編前】

●	相談支援事業所	14箇所
◎	相談支援事業所シグナル	1箇所
	合計	15箇所

5 就学前の障害児の発達支援の無償化について

1 背景

子育てと仕事の両立や教育・保育にかかる費用負担が子育て世代へ大きな負担となっていることから、負担軽減のため幼児教育・保育の無償化が実施される。この軽減措置について、就学前の障害児の発達支援についても同様に無償化するもの。

2 対象期間

満3歳になった後最初の4月から小学校入学までの3年間

3 対象施設

- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・ 保育所等訪問支援事業所
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

※ 上記の利用者負担以外の費用（医療費や食費等の実費で負担しているもの）は引き続き利用者の負担。

※ 上記発達支援と幼稚園、保育所、認定こども園を併せて利用する場合は、ともに無償。

4 実施時期

令和元年10月1日

6 障害者施設通所者交通費助成事業について

1 目的

親の高齢化や親なき後を見据え、障がいのある人の地域生活への移行が必要となっており、日中活動の場となる訓練施設への通所利用を促進し、自立を支援する必要があります。このため、訓練施設に通所している障がいのある人へ交通費の一部を助成し、自立した地域生活移行を支援するものです。

2 対象者

- (1) 市内に住所を有する人で、身体障害者手帳5級、6級、療育手帳B2、B3、精神障害者保健福祉手帳3級のいずれかを所持している人。
- (2) バス・タクシー券等の交付を受けた人、通所事業所より通勤手当が支給される人、自宅との送迎を受けている人、生活保護費で通所の移送費が支給されている人は対象外。

3 助成額

年間上限7千円

4 通所方法

電車・バス ※タクシーは対象外

5 対象サービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、地域活動支援センター

6 手続きについて

- ・請求窓口は、各区の社会福祉課
- ・請求は年2回（10月、4月）

請求対象期間	請求書等の提出期限
4月1日から9月30日までの通所分	10月1日から10月15日まで
10月1日から3月31日までに通所分	4月1日から4月15日まで

- ・請求等について、本人から委任を受け事業者様が行うことができます。

